

8 営業保証金の取戻し手続

■ 営業保証金の取戻し

下記の「取戻しの理由」に該当することになった場合、宅建業者及び宅建業者であった方(その承継人も含む。)は、その供託してある営業保証金を取り戻すことができます(業法第30条)。

宅地建物取引業保証協会の社員(社員であった者を含む。)が、弁済業務保証金分担金を取り戻すためには、宅建業の廃止等を東京都に届け出た後、その旨を当該保証協会に連絡して手続を進めてください。

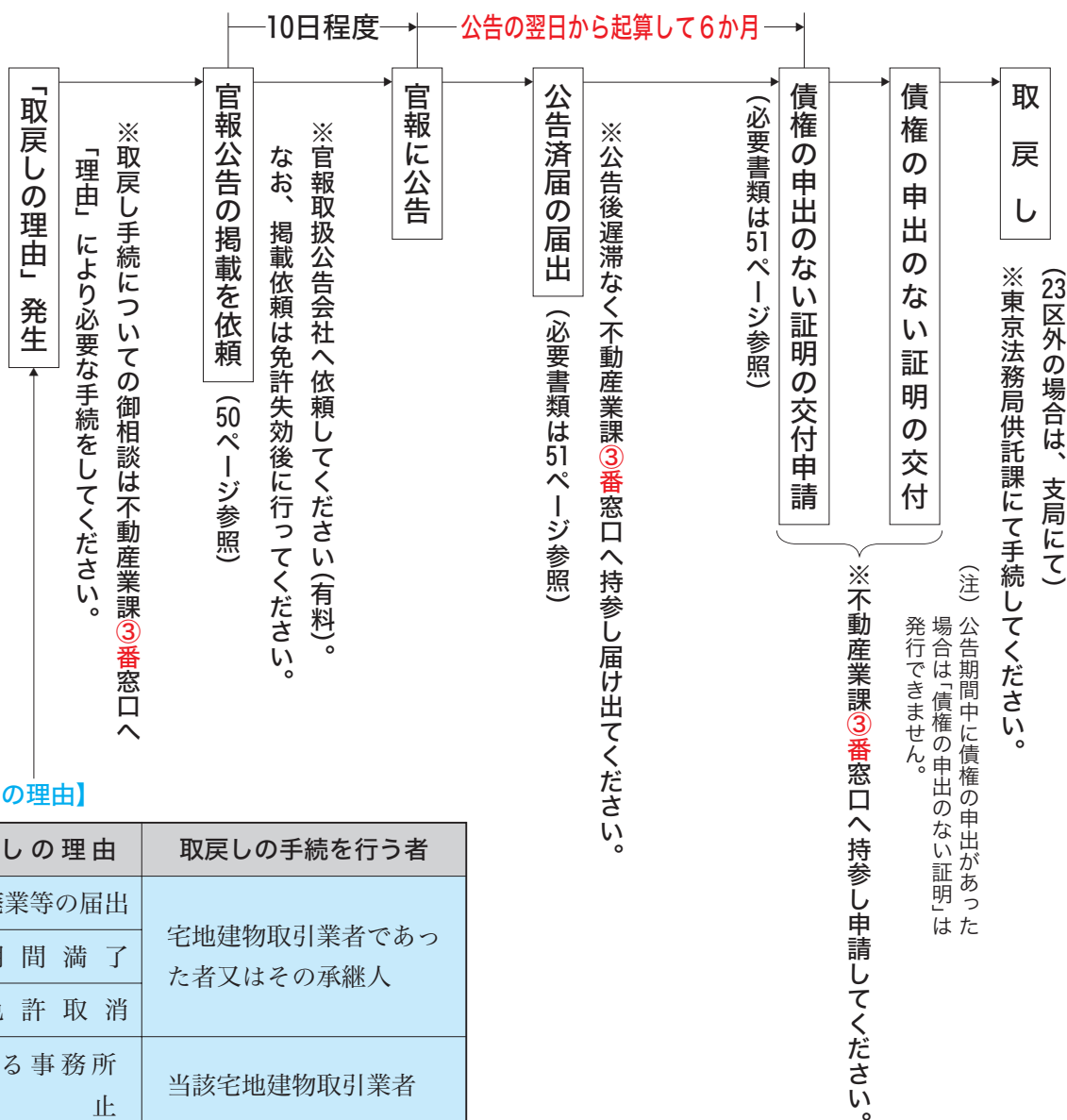
■ 手続の詳細については

不動産業課③番窓口にて御相談ください。

保証協会に加入されている方は、保証協会(13ページ参照)に御連絡ください。

国土交通大臣免許業者の方は、関東地方整備局(63ページ参照)に御連絡ください。

■ 東京都知事免許の方が東京法務局に直接供託している場合の手続



■ 宅地建物取引業営業保証金取りもどし官報公告原稿用紙記入例

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出してください。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 年 月 日

記

[掲載順序]

- ①商号又は名称 ②免許証番号 ③(代表者の)氏名 ④事務所の所在地 ⑤営業保証金の額
⑥申出書提出先 ⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

※免許が失効した場合の記入例										
①株式会社西新宿不動産	②東京都知事	③120000	④代表取締役 東京三郎	⑤東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	⑥東京都知事	⑦東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	株式会社	東京不動産	代表取締役	東京三郎

※従たる事務所を廃止した場合の記入例										
①株式会社西新宿不動産	②東京都知事	③120000	④代表取締役 東京三郎	⑤東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	⑥東京都知事	⑦東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	株式会社	都庁不動産	代表取締役	東京太郎



記入に当たっての注意事項

※ ①から⑥までは、免許失効日現在で届出をされている内容で掲載することとなります。免許失効後に変更が生じたり、変更届の提出を怠ったまま失効したような場合も、官報公告には、免許失効時に届け出されている内容で掲載することとなります。

免許失効時に届け出されているものと異った公告をされますと、その公告は無効となりますので御注意ください。

※ 事務所の所在地は、丁目・番地など省略せずに商業登記されているとおりに正しく公告してください。

※ 「官報公告原稿用紙」の入手方法については、依頼される各公告会社へお問い合わせください。

※ 官報取扱公告会社

- ・東京都官報販売所 千代田区神田錦町1-2 電話 03(3292)1605 等

■ 営業保証金を供託している場合の届出書類について

※ 不動産課③番窓口^③に持参し^③手続きしてください。

(国土交通大臣免許については、関東地方整備局へお問い合わせください(63ページ参照)。)

◆営業保証金取戻し公告済届出書

★官報に公告後、官報を受け取ったら、遅滞なく届けてください。

◆必要書類

- ① 営業保証金取戻し公告済届出書（第7号様式） 正本1部・副本1部
- ② 官報 原本1部・写（当該業者が掲載されている1ページで可）1部

◆『営業保証金取戻し公告済届出書』及び『債権の申出のない証明申請書』は、東京都都市整備局ホームページ「申請様式」から、様式がダウンロードできます（販売はしていません）。
東京都都市整備局ホームページ
<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>

※ 受付後、「営業保証金取戻し公告済届出書」の副本及び官報の原本はお返しします。この書類は、「債権の申出のない証明申請書」を申請する際に、御持参いただくこととなりますので、大事に保管しておいてください。

◆債権の申出のない証明申請書

★官報公告の翌日から起算して、6か月後から申請できます。

(例：官報公告日平成28年6月1日の場合、債権の申出のない証明申請は、平成28年12月2日以降となります。)

◆必要書類

- ① 債権の申出のない証明申請書（第8号様式。ただし支店廃止の場合は第9号様式）1部（実印を押印のこと。)
 - ② 届出済みの「営業保証金取戻し公告済届出書」の控え 1部
 - ③ 申請者の実印（法人の場合は法人の代表者印）
- ※ 実印を御持参できない場合は、「債権の申出のない証明書を受領した」旨の受領書を1部（上記③の実印を押印したもの）
- ④ 上記③の印鑑証明書（原本）（申請受付日現在で発行日から3か月以内のもの）1部

- 受付窓口で、「債権の申出のない証明申請書」に記載してある内容を、「債権の申出のない証明書」に記入していただくこととなります。申請者及び免許業者の所在地（住所）・商号等のゴム印をお持ちの場合は、（丁目・番地など印鑑証明書・履歴事項全部証明書と同一のもの）を御持参ください。

※ 取戻し権者確認のため、必要に応じて上記以外の書類をいただくことがあります。詳細については、事前にご相談ください。

※ 免許失効日現在で届出をされている商号、所在地、代表者と、「債権の申出のない証明書」の申請者の商号、所在地、代表者が異なる場合は、その変更の経緯の分かる履歴事項全部証明書等の、取戻し権者である証明書類（発行日より3か月以内のもの）が必要となります。